

I 支援金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、高知県では、令和2年3月13日に「高知県新型コロナウイルス感染症対策融資」（以下「対策融資」という。）、同年3月24日には「高知県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度」（以下「利子補給制度」という。）を創設し、保証料補給や利子補給により事業者の資金調達に対する支援を行いました。また、同年5月1日には全国統一制度である「高知県新型コロナウイルス感染症対応資金」（以下「対応資金」という。）を創設し、事業者の資金繰りにさらなる支援を行っているところです。

「高知県新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金」（以下「支援金」という。）は、資金繰りの見直しや必要以上に借入れを行った資金の繰上償還を促すもので、「対策融資」又は「利子補給制度」の認定を受けた金融機関の融資（以下「対策融資等」という。）を完済された方及びその一部を繰上償還された方を対象として、その償還額の3%（上限額120万円）を支援金として支給し、事業者の経営の健全化を図るものです。

2. 支援金額

支援金の額は、「対策融資等」を「対応資金」への借り換え等により完済又は繰上償還した額の3%の割合で計算した額とします。ただし、支給上限額は120万円までとします。

II 申請対象者

1. 申請対象者

支援金の申請対象者は、次に該当する方とします。

「対策融資等」を利用した事業者で、当該融資の完済又は一部を繰上償還された方。

なお、「対策融資等」を利用した事業者で、令和2年5月1日から「高知県新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金申請等要項」の制定前に当該融資の完済又は一部を繰上償還された方についても遡って適用します。ただし、「対策融資等」の一部のみ償還された方で、その償還方法が約定償還によるものについては含まないものとします。

III 申請手続等

1. 支援金に関する問い合わせ先

支援金の申請手続等に関してご質問等がある場合は、以下の連絡先までお問い合わせください。

高知県 商工労働部 経営支援課 金融担当
電話番号：088-823-9052
088-823-9695
受付時間：平日午前9時から午後5時まで

2. 申請書類

別紙に掲げる申請書類を提出してください。
なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
また、提出いただいた申請書類は、返却しません。

3. 申請書類の入手方法又は場所

- (1) 高知県商工労働部経営支援課のホームページから印刷又はダウンロード
【URL】 <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>
- (2) 高知県庁本庁舎1階「県民室」にて配布
- (3) 県内の商工会議所及び商工会にて配布

4. 申請書類の受付期間

令和2年7月22日（水）から令和3年1月31日（日）まで

5. 申請受付方法

郵送により申請を受け付けます。
申請書類を以下の宛先へ郵送してください。
なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
〈宛先〉〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
「高知県庁 商工労働部 経営支援課 金融担当」
※切手を貼付のうえ、裏面には申請者の住所及び氏名を必ずご記入ください。
※送料は申請者側でご負担をお願いします。

6. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、支援金を支給します。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、支援金をお支払いすることで通知に代えます。

なお、申請書類の審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

IV その他

- (1) 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、検査を実施し又は報告を求めることがあります。
- (2) 上記の検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると

判明した場合は、支援金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。

既に支援金の支給を受けている申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。

(3) 申請書類に記載された情報については、支援金の支給や検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。

- ①支援金に関する事務の執行に必要な情報として、金融機関及び高知県信用保証協会に報告等を行う場合
- ②税務情報として使用する場合
- ③高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定に基づく開示請求を受けた場合

(4) 上記（2）による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が支援金の返還等を求めた申請者については、法人名などの情報を公表することがあります。

【別紙】申請書類

《高知県新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金 申請書類》	
1	<p>特別支援金支給申請書（様式1）</p> <p>※個人事業主の場合は、振込先の口座は申請者本人の口座に限ります。 また、法人の場合は、当該法人の口座に限ります。</p>
2	<p>「対策融資等」を完済又は一部の繰上償還を行ったことがわかる金融機関からの証明書（様式2）</p> <p>※「対策融資等」でお取引のありました金融機関にて、証明書（様式2）への記入・押印の依頼を行ってください。 ※金融機関の記入・押印済みの証明書（様式2）が返却された後は、特別支援金支給申請書（様式1）に記載の内容と相違がないか確認をお願いします。</p>
3	<p>振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し</p> <p>※特別支援金支給申請書（様式1）に記載した振込先口座の情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人など）が確認できる通帳等の写しを添付してください。 ※通帳の写しは口座名義人の読み仮名等を確認する必要がありますので、<u>表面と見開き1ページ目の写しを提出してください。</u></p>

※上記の申請書類のほか、必要に応じて追加の書類の提出及び説明を求めることがあります。

※提出いただいた申請書類は返却しません。

※申請書（様式1）は、ボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可。）

高知県新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金支給申請書

様式1

高知県知事 様

次のとおり、高知県新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 年 月 日 千 一

所在地

申請者

フリガナ

法人名

フリガナ

代表者
職・氏名

印

記

申請金額 ※1※2	円 ((イ) × 3%)
--------------	--------------

※1 (イ)の3%の割合で計算した金額を記入してください。
 ※2 支援金は1円単位で支給となり、1円未満は切り捨てとなります。

「対策融資等」 融資金額 (ア)※3※5	円
うち償還金額 (イ)※4※5	円

※3 「新型コロナウイルス感染症対策融資」又は「新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度」の認定を受けた融資の金額
 ※4 約定償還によるものは含みません。
 ※5 金融機関の記入・押印済みの証明書(様式2)に記載の内容と相違がないか確認をお願いします。

振込先 ※6	金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)				支店・支所名		
	ゆうちょ銀行	店番		預金種類	普通・当座・その他()		
	共通	口座番号				※口座番号は右詰めで記入してください	
		フリガナ					
	口座名義						

※6 振込先の口座は「対策融資等」を受け入れている口座に限ります。

申請担当者	担当者名	フリガナ		所属 (法人のみ)	
		氏名			
	日中連絡が取れる連絡先	—		—	

申請に必要な書類一覧 (添付した書類に☑をつけてください。すべてに☑がついた状態で提出してください。)

- 高知県新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金支給申請書(この紙です。)
- 「対策融資等」を完済又は一部の繰上償還を行ったことがわかる金融機関からの証明書(様式2)
- 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

償還証明書

様式2

高知県知事 様

(1. 高知県新型コロナウイルス感染症対策融資 2. 高知県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度) については、下記のとおり償還したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

金融機関名

支店名

印

電話番号

記

事業者内容	住所	
	事業者名	
	取扱番号 ※1	
	利子補給認定番号 ※2	
	保証番号 ※3	

※1 金融機関における高知県新型コロナウイルス感染症対策融資の取扱番号

※2 県から通知した高知県新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給制度適用の認定番号(利子補給の認定を受けている場合のみ記載)

※3 保証協会の当該融資制度における保証番号

償還内容	「対策融資等」 融資金額 ※4	円
	うち償還金額 ※5	円
	償還日	令和 年 月 日

※4 「新型コロナウイルス感染症対策融資」又は「新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度」の認定を受けた融資の金額

※5 約定償還によるものは含みません。